

5 消安第 2430 号
令和 5 年 7 月 27 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

アメリカ合衆国産ネクタリンの生果実に関する植物検疫実施細則の
一部改正について

アメリカ合衆国産ネクタリンの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 22 のアメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（令和 5 年 7 月 27 日農林水産省告示第 883 号）が令和 5 年 7 月 27 日付けで公布及び施行（別添 1）されたことに伴い、「アメリカ合衆国産ネクタリンの生果実に関する植物検疫実施細則」を制定（別添 2）したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。